

労働者協同組合に関する相談窓口開設しました！

労働者協同組合は、地域の方々が、組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理として、助け合いながら地域課題を解決していく協同組合です。労働者協同組合により、地域づくりに係る多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます。

3人よれば届出だけで、誰もが労働者協同組合を設立できます。労働者協同組合法を活用し、力をあわせて仕事をおこし、こうありたいと願う暮らしや地域をつくりませんか。

労働者協同組合に興味のある方、仕事の立ち上げを考えている方、労働者協同組合で働きたい方は、下記窓口までお問い合わせください。



＜労働者協同組合に関する相談の流れ＞

- 下記の相談窓口に、まずはご連絡ください。
- 対面でのご相談をご希望される方は、日時・場所を決めます。
- 相談を行います。

【労働者協同組合に関する問い合わせ先・相談窓口】

☎ 045-211-4667

一般社団法人 つながる市民連帯経済かながわ

(神奈川県労働者協同組合促進協議会 構成団体)

〒231-0006 横浜市中区南仲通4-39 石橋ビル4F

(開所時間 平日午前9時30分～午後17時)

E-mail info@tsunagaru-kanagawa.org

遠慮なく、お気軽にご連絡ください！